

食品出展詳細

H29.7 版

◆ 食品出展資格

- 下記書類のいずれかをお持ちの方に限ります。
 - ① 出展者所在地の所轄保健所による営業許可証の写し(コピー)
 - ② 食品衛生責任者受講修了書の写し(コピー)
 - ③ 3ヶ月以内の検便受診証明書の写し(コピー)

◆ 出展品

- 出展者自身が製造した出展品に限ります。
(※営業許可をお持ちでない方は、生ものや夏季(6月～9月)におけるクリーム・あんこなど傷みやすい商品の出展品はお控え下さい。)
- 出展品は、予め個別包装(簡易包装を含む)がされているもので、商品名・原材料名(アレルギーは特に記載)・製造年月日・製造者名・製造者住所を記載してください。
- 農産物は、出展者自身が栽培したもので上記と同じく商品名、生産者名、住所を簡易包装など個別包装した出展物に記載してください。また、キノコ類は自家栽培したものに限り出展可です。
- 水産物は、生もの以外の乾物で個別包装したものとし、上記と同じく商品名・製造年月日・製造者名・製造者住所を記載してください。
但し、一夜干など半生の商品については包装が真空パックにしてあるものを推奨します。

◆ その他

上記の他、こんぴら手づくり市実行委員会が食品販売として不適当と判断した場合は、販売を中止していただくことがあります。また、違反が認められた場合、出展を取り消すことがあります。(先述の理由で出展を取消された場合、出展料はお返しいたしませんので悪しからずご了承下さい)